

常葉大学短期大学部 学則

(制定 昭和 41 年 4 月)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本学は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に基づき、幅広く深い教養と専門的知識・技術を教授研究し、知徳兼備にして豊かな情操と不屈の精神を持つ社会人として、国家社会の発展に貢献できる人材を育成し、もって地域社会の教育及び学術文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学の設置する各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を、次のとおり定める。

日本語日本文学科

本学科は、自ら学び行動する「自主独行」の精神を身につけるとともに、日本語・日本文学を通じて得た豊かな素養及び知識をもって、自己表現、自己発見、探究する能力及び精神を養成することを目的とする。

保育科

本学科は、人間形成の基礎となる乳幼児期からの保育・教育に携わる豊かな人間性及び専門性を併せ持つ人材を育成することを目的とする。

音楽科

本学科は、音楽の専門教育、幅広い教養教育及び総合的な人間教育を通して感性を養い、実社会にも役立つ人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本学は、常葉大学短期大学部と称する。

(所在地)

第 3 条 本学は、静岡県静岡市駿河区弥生町 6 番 1 号に置く。

(自己点検・評価及び認証評価等)

第 4 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第 1 条に掲げる目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

3 前 2 項の措置に加え、本学の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受ける。

第 2 章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第 5 条 本学に設置する学科及び学生定員は、次のとおりとする。

日本語日本文学科	入学定員	60 人	収容定員	120 人
保育科	入学定員	150 人	収容定員	300 人
音楽科	入学定員	30 人	収容定員	60 人

(修業年限及び在学年限)

第 6 条 本学の修業年限は、2 年とする。

2 学生は、4 年を超えて在学することはできない。ただし、第 68 条に定める長期履修学生については、この限りではない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月15日まで

後学期 9月16日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 春季、夏季、冬季休業

2 前項第3号の休業日については、別に定める。

3 必要がある場合、臨時に休業し、また休業日に授業をすることができる。

(記念日)

第9条の2 本学の記念日は次のとおりとし、記念行事を行う。

(1) 創立記念日 6月8日

(2) 創立者命日(之山忌) 10月30日

(1年間の授業期間)

第10条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第4章 教育課程

(授業科目)

第11条 授業科目は、別表第1に示す教養教育科目及び専門教育科目とする。

第5章 履修方法、学習の評価、課程修了の認定、卒業及び短期大学士

(履修の方法)

第12条 各授業科目の履修は、必修又は選択科目とする。

(授業の方法)

第12条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

2 教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位及び必修・選択の別)

第13条 各授業科目とその単位数及び必修、選択の別は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(単位の算定方法)

第14条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次によって計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して、本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の定めにかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- (履修科目の登録及び上限)
- 第 15 条 学生は、毎学年の当初に、当該学期に履修する授業科目を登録しなければならない。
- 2 履修科目の登録に関する必要な事項は、別に定める。
 - 3 卒業の要件として修得すべき単位数について、1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定める。
- (単位取得の認定等)
- 第 16 条 各授業科目を履修した者には、認定のうえ所定の単位を与える。
- 2 単位を得るためには、その授業科目の授業に出席し、その授業科目の試験に合格しなければならない。
 - 3 試験に関する必要な事項は、別に定める。
- (他の学科の専門教育科目の履修)
- 第 17 条 専門教育科目の学修上、他の学科の専門教育科目の履修が教育上有益と認められるときには、学長はその科目を当該学科の専門教育科目として履修を認めることができる。
- 2 他の学科の専門教育科目の履修に関する必要な事項は、別に定める。
- (他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)
- 第 18 条 本学が教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき当該短期大学又は大学の授業科目の履修を認め、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項の規定により修得した単位数は、30 単位を超えることはできない。
 - 3 他の短期大学又は大学の授業科目の履修等に関する必要な事項は、別に定める。
- (短期大学又は大学以外の教育施設等における学修等)
- 第 19 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他高等専門学校の課程又は専修学校の専門課程のうち修業年限が 2 年以上のものにおける学修で、文部科学大臣が大学において単位を与えることができると定めたものの学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により修得したものとみなした単位数と合わせて、30 単位を超えないものとする。
 - 3 短期大学又は大学以外の教育施設等における学修等に関する必要な事項は、別に定める。
- (入学前の既修得単位の認定)
- 第 20 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において修得した単位について、第 18 条、第 19 条で修得したものとみなした単位を合わせて、30 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 入学前の既修得単位の認定に関する必要な事項は、別に定める。

(履修科目の評価)

第21条 学生が履修した授業科目の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、秀、優、良、可を合格とする。ただし、授業科目内容の性格により、学長が認める授業科目及び第18条、第19条、第20条に定める授業科目については、認定、不認定をもって表し、認定を合格とする。

2 成績評価基準に関する必要な事項は、別に定める。

(卒業の要件)

第22条 本学を卒業するためには、本学に2年以上在学し、次の各項の定めるところにより、64単位以上を修得しなければならない。

2 教養教育科目と専門教育科目についての最低必要な修得単位数は、次のとおりである。

教養教育科目 12単位

専門教育科目 40単位

3 卒業要件を満たすためには、前項に規定する単位数のほかに、教養教育科目及び専門教育科目の中から、任意に12単位以上修得しなければならない。

4 前項で定める単位の一部を、他の学科の単位をもって充てることができる。

5 前項の単位のうち、専門教育科目の単位は、12単位を超えないものとする。

(教育職員免許状の取得)

第23条 教育職員免許状を取得しようとする者は、第22条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

学 科	免許状の種類	免許教科
保 育 科	幼稚園教諭二種免許状	

(保育士資格の取得)

第24条 保育科において保育士の資格を得ようとする者は、第22条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則及び厚生労働省告示等に規定する所要単位を修得しなければならない。

第25条 削除

(卒業の認定及び卒業証書の授与)

第26条 第22条の要件を満たした者について、学長は教授会の意見を聴いて卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業を認定された者に対し、学長は卒業証書を授与する。

(短期大学士)

第27条 本学卒業者には、短期大学士の学位を授与する。

2 学位に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 入学、転入学、再入学、休学、退学、転学、転学科、復学、留学、除籍

(入学の時期)

第28条 本学の入学の時期は、毎学期の始めとする。

(入学資格)

第29条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)

- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上あることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であつて、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳以上に達したもの
(入学試験)

第 30 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

(入学願書等)

第 31 条 入学志願者は、本学所定の入学願書等の書類に入学検定料を添え、指定の期間内に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 31 条の 2 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(転入学)

第 32 条 他の短期大学に在学する者で本学に転入学を志望する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて相当学年に転入学を許可することができる。

2 転入学を志望する者は、現に在学する短期大学の学長の許可書を願書に添えなければならない。

3 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第 33 条 願いにより退学した者が、退学後 2 年以内に同一学科に再入学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴いて再入学を許可することができる。

2 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第 34 条 第 31 条の 2 の選考により合格の通知を受けた者は、指定の期間内に入学金、その他の納付金及び本学の指定する書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。

3 学長は、正当な理由がなく第 1 項に規定する手続きをしない者については、入学の許可を取り消すことができる。

(保証人)

第 35 条 入学を許可された者は、保証人を定め、指定期日までに本学所定の誓約書を提出しなければならない。

2 保証人は、その学生の生活について監督し、学費その他の支払いを保証する。

3 保証人は、父母、成年の親族又は本学の認めた者とし、保証人はいずれも独立の生計を営む者とする。

(保証人の異動)

第 36 条 保証人において転居、その他の異動が生じた場合は、ただちに届け出なければならない

ない。

(休学)

第37条 疾病、その他やむを得ない事由により3か月以上就学できないときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて願い出たうえ、許可を得て休学することができる。

(休学の期間)

第38条 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは、さらに1年以内の休学を許可することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(退学、転学)

第39条 退学又は転学しようとする者は、その事由を詳記して学長に願い出たうえで許可を得なければならない。

(転学科)

第40条 転学科を志望する者があるときは、教授会の意見を聴いて学長はこれを許可することができる。

2 原則として、2年次には転学科できない。

(復学)

第41条 休学を許可された者が、休学期間が満了したとき、又は休学期間中に休学事由が消滅したときには、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第42条 本学が教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議に基づき、学生が休学することなく当該短期大学又は大学に留学し、学修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が留学して得た学修の成果は、30単位を上限とし、第18条、第19条、第20条に定める単位数と合わせて、45単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(除籍・復籍)

第43条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第6条に定める在学年限を超えた者

(2) 第38条第2項に定める休学期間の限度を超えて就学できない者

(3) 授業料及びその他の納付金を滞納し、督促してもなお納入しない者

(4) 死亡又は長期にわたって行方不明の者

2 前項第3号によって除籍になった者は、別に定めるところにより、復籍を許可されることがある。

第7章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金

(入学検定料)

第44条 本学への入学志願者は、入学検定料として、30,000円を納入しなければならない。

(入学金)

第45条 入学を許可された者は、入学金として、240,000円を納入しなければならない。

(授業料及び施設設備費)

第46条 授業料及び施設設備費は、次のとおりとし、二等分して次の区分で納入するものとする。

納付金	日本語日本文学科	保育科	音楽科
授業料	720,000円	790,000円	990,000円
施設設備費	260,000円	310,000円	400,000円

納入期限 前期 4月25日まで

後期 9月30日まで

2 本学において特別の事情があると認められた者は、前項の規定にかかわらず、分納又は延納を許可することがある。

(その他の納付金)

第47条 実験、実習、その他教育に必要な費用は、別にこれを納入させることがある。

(休学、退学、転学等の場合の授業料等)

第48条 前学期又は後学期の途中で休学若しくは退学した者、転学した者、又は停学中の者は、当該期の授業料、施設設備費及びその他の納付金の全額を納入しなければならない。

2 休学が前学期又は後学期の全学期にわたるときは、当該期は在籍料として100,000円を納入しなければならない。

3 休学中の者が前学期又は後学期の途中で復学したときは、復学した当該期の授業料、施設設備費及びその他の納付金の全額を納入しなければならない。

(納付金の不還付等)

第49条 既納の入学検定料、入学金は、事由の如何にかかわらずこれを還付しない。

2 授業料、施設設備費、その他前項以外の納付金については、別に定める。

第8章 賞 罰

(表彰)

第50条 学生の中で特に成績優秀な者、又は他の学生の範とすべき篤行のある者は、学長は科長会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲戒)

第51条 学生の中で本学の学則又は規程に反し、本学の秩序を乱し、又は学生にふさわしくない行為をして、本学の名誉を毀損する者があるときは、別に定める手続きにより、学長がこれを懲戒する。

2 学生の懲戒は、訓戒、停学、退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 教職員組織

(教職員の構成)

第52条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

(教職員の職務)

第53条 教職員の職務は、学校教育法の定めるところによる。

第10章 科長会、教授会等

(科長会)

第54条 本学に教育及び研究の施策に関する学長の意思決定を助けるための最高補佐機関

としての科長会を置く。

2 科長会は、別に定める科長会規程により学長がこれを召集し、次の事項を審議する。

- (1) 教育、研究及び人事に関する基本方針等その運営における全学的な事項
- (2) 入学試験に関する事項
- (3) 各種委員会に関する事項
- (4) 学則、諸規程の制定、改廃及び運用に関する事項
- (5) 施設の設置、廃止に関する事項
- (6) 学長の諮問に関する事項
- (7) その他、本学の運営に属する重要な事項
(教授会)

第55条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長及び専任の教授をもって組織する。ただし、学長は、准教授その他の職員を加えることができる。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 転入学、再入学、転学科に関する事項
- (4) 教育課程に関する事項
- (5) 学則に関する事項
- (6) 学生の懲戒に関する事項

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会に代議員会を置くことができる。

6 教授会及び代議員会の運営に関する事項は、別に定める。
(各種委員会)

第56条 学長が教育研究上又は大学運営上必要と認めるときは、科長会の議を経て各種委員会を置くことができる。

2 各種委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 専攻科

(専攻科の設置)

第57条 本学に専攻科音楽専攻を置く。

(専攻科の目的)

第58条 専攻科は、特別の教育課程により精深な程度において教授し、その研究を指導することを目的とする。

(入学定員)

第59条 専攻科の入学定員は、次のとおりとする。

音楽専攻 10人

(修業年限及び在学年限)

第60条 専攻科の修業年限は、次のとおりとする。

音楽専攻 2年

2 専攻科の学生の在学できる年限は、次に示す年限を超えることができない。

音楽専攻 4年

(授業科目と単位数)

第61条 専攻科の各授業科目と、その必修、選択の別及び単位数は、別表第2のとおりとす

る。

- 2 本学が教育上有益と認めた場合は、本科及び他専攻の授業科目の履修を認めることができる。ただし、これにより取得した単位は、第 62 条の修了要件の単位に算入することはできない。

第 61 条の 2 削除

(修了の要件)

第 62 条 音楽専攻を修了するためには、2 年以上在学し、必修科目、選択科目を合わせて 50 単位以上を修得しなければならない。

(修了の認定及び修了証書の授与)

第 63 条 第 62 条の要件を満たした者について、学長は教授会の意見を聴いて修了を認定する。

- 2 前項の規定により修了を認定された者に対し、学長は修了証書を授与する。

(入学資格)

第 64 条 専攻科に入学できる者は、次の一に該当する者とする。

(1) 短期大学を卒業した者

(2) 本学において短期大学卒業者と同等以上の学力があると認められた者

(入学検定料、授業料及びその他の納付金)

第 65 条 専攻科の入学検定料、入学金、授業料、施設設備費は次のとおりとする。ただし、本学卒業者は入学検定料、入学金を半額とする。

- 2 休学等をした者は、第 48 条第 2 項の規定に準じて、次に掲げる在籍料を納入しなければならない。

納 付 金	音 楽 専 攻
入 学 検 定 料	30,000 円
入 学 金	240,000 円
授 業 料 (年 額)	990,000 円
施 設 設 備 費 (年 額)	400,000 円
在 籍 料 (半 期 額)	100,000 円

(本則の準用)

第 66 条 専攻科に関し本章に定める以外の事項は、本則の定めるところによる。

第 12 章 図 書 館

(図書館の設置)

第 67 条 本学に附属図書館を置く。

- 2 図書館に関する必要な事項は、別に定める。

第 13 章 長期履修学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生 (長期履修学生)

第 68 条 第 6 条第 1 項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者がいるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。

- 2 長期履修学生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 69 条 本学において開設する授業科目のうち、1 科目又は複数の科目を選んで履修を希望する者がいるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

- 2 科目等履修生には、学修の成果を評価して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 69 条の 2 本学において開設する授業科目のうち、1 科目又は複数の科目を選んで聴講を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考の上、聴講を許可する。

- 2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 70 条 本学の教授又は准教授、講師若しくは助教の指導を受け、学術研究のための研究を希望する者があるときは、当該指導教員に支障がない限りにおいて、選考の上、学長は研究生として入学を許可する。

- 2 研究生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 71 条 外国人で本学に入学を希望する者は、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第 14 章 公開講座

(公開講座の開設)

第 72 条 本学に適時に公開講座を設け、学生及び一般市民の学修に資する。

第 15 章 厚生保健施設

(保健室)

第 73 条 本学に保健室を設ける。

- 2 保健室に関する必要な事項は、別に定める。

(学生寮)

第 74 条 本学に学生寮を設けることができる。

- 2 学生寮に関する必要な事項は、別に定める。

第 16 章 奨学制度

(奨学制度)

第 75 条 本学学生で、心身共に健全かつ学業成績が抜群と認められる者には、学費の全額又は一部を給費若しくは減免することができる。

- 2 本学学生で、学業成績優秀、品行方正、かつ家庭の経済事情のために就学困難と認められる者には、学費の全額又は一部を貸与することができる。
- 3 奨学制度に関する必要な事項は、別に定める。

附 則 この学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、昭和 43 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則 この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 第 5 条に規定する学生定員は、平成 12 年度までの間は、次のとおりとする。

学 科	昭 和 61 年 度		昭 和 62 年 度 从 来 平 成 11 年 度 まで		平 成 12 年 度	
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員
国 文 科	200 人	360 人	200 人	400 人	160 人	360 人
英 文 科	120 人	200 人	120 人	240 人	80 人	200 人
計	320 人	560 人	320 人	640 人	240 人	560 人

備 考 平成 7 年度から、「国文科」は「国語国文科」に、「英文科」は「英語英文科」に名称変更

- 附 則 この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 第 5 条に規定する学生定員は、平成 12 年度までの間は、次のとおりとする。

学 科	平 成 3 年 度		平 成 4 年 度 从 来 平 成 11 年 度 まで		平 成 12 年 度	
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員
英 文 科	160 人	280 人	160 人	320 人	80 人	240 人
音 楽 科	70 人	120 人	70 人	140 人	50 人	120 人
美 術 ・ デ ザ イ ン 科	70 人	120 人	70 人	140 人	50 人	120 人
計	300 人	520 人	300 人	600 人	180 人	480 人

備 考 平成 7 年度から「英文科」は「英語英文科」に名称変更。

- 附 則 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
 ただし、平成 5 年 3 月 31 日現在在学する者については、なお従前の例による。
 附 則 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 6 年 3 月 31 日現在在学する者については、第 9 条及び第 10 条の規定を除き、なお従前の例による。

(2) 第 5 条の規定にかかわらず、平成 6 年度の保育科収容定員は 350 人とし、平成 6 年度から平成 12 年度までの国文科、音楽科、美術・デザイン科の入学定員、収容定員は次のとおりとする。

学 科	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度 从 来 平 成 11 年 度 まで	平 成 12 年 度

	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国 文 科	150 人	350 人	150 人	300 人	110 人	260 人
音 楽 科	55 人	125 人	55 人	110 人	35 人	90 人
美術・デザイン科	60 人	130 人	60 人	120 人	40 人	100 人
計	265 人	605 人	265 人	530 人	185 人	450 人

備 考 平成7年度から「国文科」は「国語国文科」に名称変更。

- 附 則 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
ただし、平成7年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
(2) 第62条の2の規定は、前項ただし書きの規定にかかわらず、平成6年度入学生から適用する。
- 附 則 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
ただし、平成8年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
(2) 第61条の規定は、前項ただし書きの規定にかかわらず、平成6年度入学生から適用する。
- 附 則 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
ただし、平成9年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
(2) 第62条の2の規定は、前項ただし書きの規定にかかわらず、平成8年度入学生から適用する。
- 附 則 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
ただし、平成10年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
ただし、平成11年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則 この学則は、平成12年度4月1日から施行する。
(2) 第5条の規程にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの間の国語国文科及び英語英文科の入学定員、収容定員は次のとおりとする。

学 科 \ 年 度	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国語国文科	126 人	276 人	122 人	248 人	118 人	240 人	114 人	232 人	110 人	224 人
英語英文科	116 人	276 人	112 人	228 人	108 人	220 人	104 人	212 人	100 人	204 人

備 考 平成13年度から、「国語国文科」は「日本語日本文学科」に名称変更

- 附 則 この学則は、平成13年度4月1日から施行する。
ただし、平成13年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
ただし、平成14年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
ただし、平成15年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
ただし、平成16年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
ただし、平成17年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則 1 この学則は、平成17年10月15日から施行し、平成17年10月1日から適用する。
2 この学則による改正前の学則第27条の規定による準学士の称号は、この学則によ

る改正後の同条第1項の規定による短期大学士の学位とみなす。

- 附 則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
ただし、平成18年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
ただし、平成19年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
ただし、平成20年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
ただし、平成21年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、学則第8条を除き、平成22年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
ただし、平成23年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
ただし、平成24年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
ただし、平成25年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
ただし、平成26年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
ただし、平成27年3月31日現在在学する者については、この規則の改正にかかわらず第13条に定める別表第1「授業科目と単位数」は、なお従前の例による。
- 附 則 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
ただし、平成28年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
(2) 第5条の規定にかかわらず、平成28年度の日本語日本文学科、英語英文科、音楽科の収容定員は次のとおりとする。

学 科	収容定員
日本語日本文学科	130人
英語英文科	120人
音楽科	95人

- 附 則 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
ただし、改正後の第9条及び第9条の2の規定は、平成28年4月1日から施行する。
(2) 改正後の第45条（入学金）、第46条（授業料及び施設設備費）及び第65条（入学検定料、授業料及びその他の納付金）の規定は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 附 則 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
ただし、平成30年3月31日現在在学する者については、この規則の改正にかかわらず第13条に定める別表第1「授業科目と単位数」は、なお従前の例による。
(2) 英語英文科及び国語国文専攻は、平成30年度から募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。
(3) 第5条の規定にかかわらず、平成30年度の英語英文科、保育科の収容定員は次のとおりとする。

学 科	収容定員
英語英文科	40人
保育科	350人

附 則 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 30 年度以前に入学した学生については、この規則による改正にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 第 5 条の規定にかかわらず、2020 年度の日本語日本文学科及び音楽科の収容定員は次のとおりとする。

学 科	収容定員
日本語日本文学科	110 人
音 楽 科	70 人

附 則 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 改正後の第 45 条（入学金）、第 46 条（授業料及び施設設備費）及び第 65 条（入学検定料、授業料及びその他の納付金）の規定は、令和 3 年度入学生から適用し、令和 2 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1

(1) 教養教育の授業科目と単位数

	科目名	必修 単位数	選択 単位数	備考
教養教育科目	ライフデザイン総合セミナー	2		音楽科は2単位以上 必修のこと。
	哲学と人生		2	
	文学と人間		2	
	行動と心理		2	
	くらしと教育		2	
	芸術と人間		2	
	歴史と人間		2	
	職業と人生		2	
	くらしと経済		2	
	くらしと日本の憲法		2	
	くらしとマナー		2	
	情報リテラシー		2	
	情報とコンピュータ I		1	
	情報とコンピュータ II		1	
	運動と健康		2	
	スポーツA		1	
	スポーツB		1	
	英語圏の文化と言葉A		2	
	英語圏の文化と言葉B		2	
	ドイツの文化と言葉 I		2	
ドイツの文化と言葉 II		2		
イタリアの文化と言葉 I		2		
イタリアの文化と言葉 II		2		

(2) 日本語日本文学科の授業科目と単位数

	科目名	必修 単位数	選択 単位数	備考
専門教育科目	卒業研究	2		
	現代文書A	1		
	現代文書B	1		
	日本文学概説	2		
	日本文学基礎演習	2		
	歌謡と詩歌		2	
	作家と時代		2	
	日本文学と世界		2	
	日本文学演習		2	
	日本語概説		2	
	日本文学史		2	
	日本文学国際演習		2	
	創作の心理		2	
	文章と文体		2	
	マンガ文化論		2	
	メディア制作		2	
	映像と文化		2	
	絵本を作る		2	
	絵本の世界		2	
	読み聞かせ		2	
子供の心理		2		

	科目名	必修 単位数	選択 単位数	備考
専 門 教 育 科 目	児童文学		2	
	アナウンス入門		2	
	地域リファイン演習		2	
	言葉と生活		2	
	話す技術		2	
	インターンシップ I		1	
	インターンシップ II		1	
	福祉と言葉		2	
	プレゼンテーション論		2	
	プレゼンテーション演習 I		2	
	プレゼンテーション演習 II		2	
	情報機器利用によるプレゼンテーション演習		2	
	コミュニケーション論		2	
	情報概論		2	
	ライフデザイン研究		2	
	日本語表現法		2	
	総合基礎講座		1	
	きものと文化 I		2	
	きものと文化 II		2	
	食と風土		2	
	ワークショップ A		1	
	ワークショップ B		1	
	言語文化入門		2	
	出版文化論		2	
	ネットと表現		2	
	ブックデザイン		2	
オフィス実務 I		2		
オフィス実務 II		2		

(3) 保育科の授業科目と単位数

	科目名	必修 単位数	選択 単位数	備考
専 門 教 育 科 目	保育原理	2		
	社会的養護 I		2	
	保育の心理学 I		2	
	保育の心理学 II		1	
	子ども家庭支援の心理学		2	
	子どもの保健		2	
	子どもの健康と安全		1	
	子どもの食と栄養		2	
	音楽 I		1	
	音楽 II		1	
	子どもの音楽		1	
	ピアノ技法		2	
	器楽		2	
	図画工作 I		1	
	図画工作 II		1	
	子どもの造形		1	
	体育 I		1	
	体育 II		1	

	科目名	必修 単位数	選択 単位数	備考
専 門 教 育 科 目	子どもの運動あそび		1	
	国語		2	
	生活		2	
	子どもの文化と生活		1	
	社会福祉	2		
	子育て支援		1	
	子ども家庭福祉		2	
	福祉政策と子ども		2	
	子どもの遊びと発達A		1	
	子どもの遊びと発達B		1	
	幼児理解		1	
	教育相談（幼稚園）		1	
	子どもの家庭と暮らしA		1	
	子どもの家庭と暮らしB		1	
	子ども家庭支援論		2	
	社会的養護Ⅱ		1	
	障害児保育		2	
	乳児保育論		2	
	乳児保育演習		1	
	保育実習Ⅰ		4	
	保育実習指導Ⅰ		2	
	保育実習Ⅱ		2	
	保育実習指導Ⅱ		1	
	保育実習Ⅲ		2	
	保育実習指導Ⅲ		1	
	幼児教育者論	2		
	教育原理		2	
	保育課程総論		2	
	特別支援教育		1	
	教育実習		5	
	保育・教職実践演習（幼稚園）		2	
	保育内容研究Ⅰ（健康）		1	
	保育内容研究Ⅱ（人間関係）		1	
	保育内容研究Ⅲ（環境）		1	
	保育内容研究Ⅳ（ことば）		1	
	保育内容研究Ⅴ（表現A）		2	
	保育内容研究Ⅴ（表現B）		1	
	保育内容総論		1	
	保育方法論		2	
	保育ゼミナール		1	
	子ども学概論	2		
	モンテッソーリ教育概論		2	
	モンテッソーリ・メソッドⅠ		1	
モンテッソーリ・メソッドⅡ		1		
レクリエーション論		2		
レクリエーション援助法		1		
子どものフィールドワーク		1		
児童館・放課後児童クラブの機能と運営		2		
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法		2		

(4) 音楽科の授業科目と単位数

	科目名	必修 単位数	選択 単位数	備考
専 門 教 育 科 目	音楽理論	2		このうちから 8単位以上必修のこと。
	和声学A	2		
	和声学B	2		
	和声学C		2	
	和声学D		2	
	音楽史A	2		
	音楽史B	2		
	民族・日本音楽概説		2	
	音楽鑑賞A		2	
	音楽鑑賞B		2	
	音楽鑑賞C		2	
	音楽鑑賞D		2	
	合唱A		2	
	合唱B		2	
	ソルフェージュA	1		
	ソルフェージュB	1		
	ソルフェージュC		1	
	ソルフェージュD		1	
	ミュージック・コンピュータ活用法		2	
	アンサンブル演習A		2	
	アンサンブル演習B		2	
	伴奏演習A		1	
	伴奏演習B		1	
	音楽実践A		2	
	音楽実践B		2	
	インターンシップ		1	
	吹奏楽指導法		3	
	リトミックⅠ		2	
	リトミックⅡ		2	
	指揮法		1	
	作曲・編曲法A		2	
	作曲・編曲法B		2	
	声楽A		2	
	声楽B		2	
	声楽C		2	
	声楽D		2	
	器楽A		2	
	器楽B		2	
	器楽C		2	
	器楽D		2	
作品制作A		2		
作品制作B		2		
作品制作C		2		
作品制作D		2		
表現A		1		
表現B		1		
表現C		1		
表現D		1		
演奏会演習A		2		
演奏会演習B		2		

別表第2

専攻科音楽専攻の授業科目と単位数

	科目名	必修 単位数	選択 単位数	備考
専攻科 音楽専攻 専門科目	作品解釈 A		2	
	作品解釈 B		2	
	作品解釈 C		2	
	作品解釈 D		2	
	楽曲研究 A		2	
	楽曲研究 B		2	
	楽曲研究 C		2	
	楽曲研究 D		2	
	比較演奏論 A		2	
	比較演奏論 B		2	
	比較演奏論 C		2	
	比較演奏論 D		2	
	和声研究 A		2	
	和声研究 B		2	
	作曲技法 A		2	
	作曲技法 B		2	
	室内楽研究 A		1	
	室内楽研究 B		1	
	室内楽研究 C		1	
	室内楽研究 D		1	
	楽書講読 A		2	
	楽書講読 B		2	
	イタリア語研究		2	
	英語研究		2	
	コーラス A		2	
	コーラス B		2	
	アンサンブル A		2	
	アンサンブル B		2	
	音楽表現研究 A		2	
	音楽表現研究 B		2	
	主科声楽 A		3	
	主科声楽 B		3	
	主科声楽 C		3	
	主科ピアノ A		3	
	主科ピアノ B		3	
	主科ピアノ C		3	
	主科弦楽器 A		3	
	主科弦楽器 B		3	
	主科弦楽器 C		3	
	主科管楽器 A		3	
	主科管楽器 B		3	
	主科管楽器 C		3	
	主科打楽器 A		3	
主科打楽器 B		3		
主科打楽器 C		3		
主科作編曲 A		3		
主科作編曲 B		3		
主科作編曲 C		3		
副科声楽 A		1		
副科声楽 B		1		

このうちから9単位以上
必修のこと。

	副科声楽 C		1	
	科目名	必修 単位数	選択 単位数	備考
	副科声楽 D		1	
	副科ピアノ A		1	
	副科ピアノ B		1	
	副科ピアノ C		1	
	副科ピアノ D		1	
	修了研究	6		

修了に必要な単位数は必修 15 単位、
 選択 35 単位、合計 50 単位以上。